

【訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、介護保険法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

〔訪問看護・予防訪問看護〕__利用料金（1回につき）

| 所要時間 | 保健師・看護師が訪問した場合 | | | | | | | | 理学療法士等が訪問した場合 | | | | | |
|------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 20分未満 | | 30分未満 | | 60分未満 | | 90分未満 | | 20分 | | 40分 | | 60分 | |
| | 訪問看護 | 介護予防 | 訪問看護 | 介護予防 | 訪問看護 | 介護予防 | 訪問看護 | 介護予防 | 訪問看護 | 介護予防 | 訪問看護 | 介護予防 | 訪問看護 | 介護予防 |
| 通常 | 3,359円 | 3,242円 | 5,039円 | 4,826円 | 8,806円 | 8,495円 | 12,069円 | 11,663円 | 3,145円 | 3,038円 | 6,291円 | 6,077円 | 8,474円 | 4,558円 |
| 1割負担 | 247円 | 239円 | 366円 | 351円 | 642円 | 620円 | 882円 | 1,016円 | 232円 | 304円 | 629円 | 608円 | 847円 | 456円 |
| 2割負担 | 593円 | 573円 | 885円 | 848円 | 1,549円 | 1,495円 | 2,125円 | 2,237円 | 556円 | 608円 | 1,258円 | 1,215円 | 1,695円 | 912円 |
| 3割負担 | 939円 | 907円 | 1,559円 | 1,345円 | 2,456円 | 2,370円 | 3,368円 | 3,415円 | 880円 | 911円 | 1,887円 | 1,823円 | 2,542円 | 1,367円 |
| 単位数 | 314単位 | 303単位 | 471単位 | 451単位 | 823単位 | 794単位 | 1,128単位 | 1,090単位 | 294単位 | 284単位 | 588単位 | 568単位 | 792単位 | 426単位 |

※自己負担額に応じて下記金額の1～3割負担となります。

【加算・減算項目】

※自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

| | | |
|------------------|-----------|--|
| (予防) 緊急訪問看護加算 I | 6,420円 | 厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算することができます。 ◇「ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、ご利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急自訪問を必要に応じて行う体制を取っている」 |
| 単位数 | 600単位 | |
| (予防) 緊急訪問看護加算 II | 6,142円 | 厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算することができます。 |
| 単位数 | 574単位 | |
| (予防) 特別管理加算 I | 5,350円 | 厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算することができます。 |
| 単位数 | 500単位 | |
| (予防) 特別管理加算 II | 2,675円 | ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合。 Iを算定する場合 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。 IIを算定する場合 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 |
| 単位数 | 250単位 | |
| (予防) 初回加算 I | 3,745円 | 新規に訪問看護計画を作成し、病院や施設からの退院・退所当日に訪問を実施した場合。 |
| 単位数 | 350単位 | |
| (予防) 初回加算 II | 3,210円 | 新規に訪問看護計画を作成し、病院や施設からの退院・退所翌日に訪問を実施した場合。 |
| 単位数 | 300単位 | |
| 早朝・夜間加算 | 通常料金×125% | 早朝6：00～8：00、夜間18：00～22：00 |
| 深夜加算 | 通常料金×150% | 22：00～明朝6：00 |
| (予防) 長時間加算 | 3,210円 | 特別管理加算対象者で90分以上を超えて訪問看護を実施する場合 |
| 単位数 | 300単位 | |
| (予防) 複数名訪問加算 | 2,718円 | 複数の看護師による訪問・30分未満 |
| 単位数 | 254単位 | |
| (予防) 複数名訪問看護加算 | 4,301円 | 複数の看護師による訪問・30分以上 |
| 単位数 | 402単位 | |
| ターミナルケア加算 | 26,750円 | 厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金を加算することができます。 ◇以下に該当する利用料金を加算を算定することができます。 ①死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアを実施していること。 ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。 |
| 単位数 | 2,500単位 | |
| (予防) 退院時共同指導加算 | 6,420円 | 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算することができます。特別な管理を必要とする7ご利用者については、2回算定する場合があります。 |
| 単位数 | 600単位 | |